

# あしたへ生きる

2012  
第33集



# もくじ

- ページ
- 3 うつ病びょうに対する偏見へんけん
- 5 学校がっこうでのいじめ
- 7 身近みぢかにある差別さべつ～同和問題どうわもんだい～
- 9 原発事故げんぱつじこによる差別さべつ
- 11 那珂川町なかがわまちの取り組み
- 12 人権カレンダー
- 13 人権の木
- 14 男女共同参画推進センター「あいなか」しやうかいの紹介



おとうさん おかあさん なかがわ けんと  
(けんちゃん)

家族紹介

すべての人間は、  
生まれながらにして自由であり、かつ、  
尊厳と権利とについて平等である。

～世界人権宣言第1条抜粋～

# 人権ってなんだろっ？

1948(昭和23)年12月10日に第3回国際連合総会において

「世界人権宣言」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、

現在の国際的な人権尊重の精神の

もととなつています。

日本では、12月10日の「人権デー」を言む、

12月4日～12月10日を入権週間と定めて

人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

この「あしたへ生きる 第33集」も

その取り組みの一環として作成しました。

今回は、私たちの身の回りの出来事で

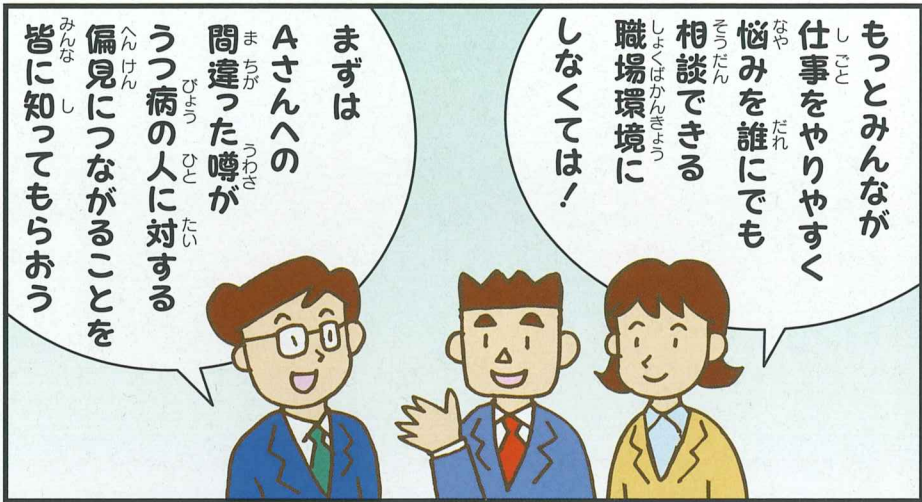
あたりまえのこととして見逃したり、

気づかなかつたりしていること、

実は人権問題につながっているところ、問題として

みなさんと一緒に考えたいと思います。

# びょう たい うつ病に対する へん けん 偏見



いま 今、わたしたちにできること

うつ病は誰でもがかかる病気です。  
うつ病は漫画で紹介したように、特定の人だけがかかる病気ではありません。

うつ病にかからない、かからせないために  
うつ病にかからせないためには、まずは初期段階の異変に気づくことが大切です。職場等で元気がなかったり、仕事に集中していなかったりする人がいたら、怠けている等と決め付けるのではなく、何か原因があるかもしれないので、相手の考えや思いを聞き、相手のことを理解するように努めましょう。  
また、自分自身がうつ病にかからないためにも、やる気が出ずネガティブになっている時は、日頃から小さなことでも相談できるような相手をつくっておきましょう。

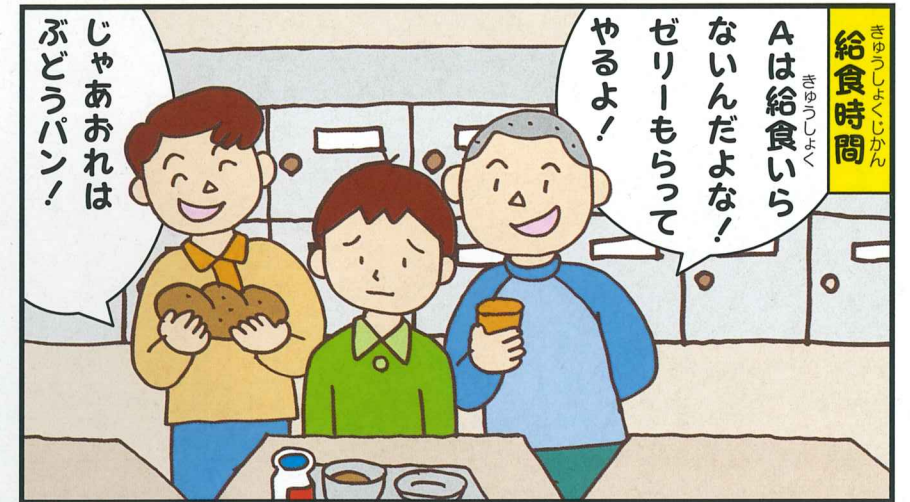
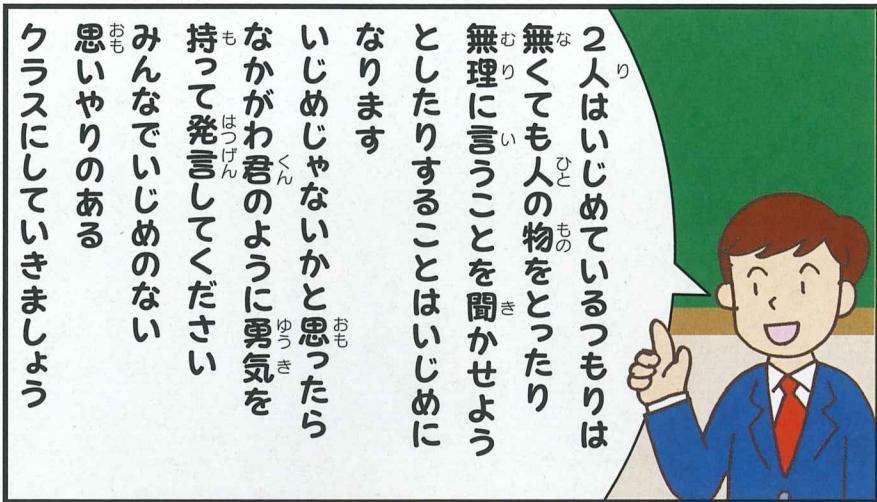
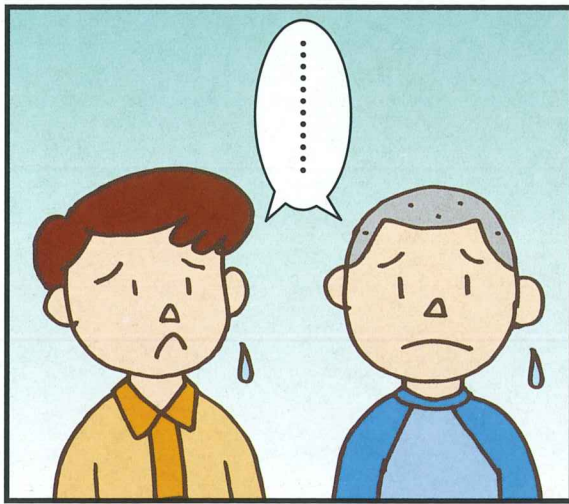
身近な人がうつ病にかかったとき  
うつ病にかかった人へは、「頑張り」や「しっかりしなさい」等、励ましたりすると余計に苦しめることになります。効果的な治療方法は個人個人で違いがありますが、大切なことは、うつ病を受け入れ、理解し、人と人との繋がりを大切に、人権尊重の意識を持って接していくことです。

最後に  
うつ病が原因で、年間約7,000人の自殺者がでています。(警視庁「平成21年度中における自殺の概要資料」より)  
これは、大きな社会問題です。  
多くの人権問題と同様に、正しく理解し、偏見をなくすことが必要です。

翌日、○○課の朝礼にて

□□課

○○課



いま  
今、わたしたちにできること

いじめは命にかかわる問題です

「集団での無視」、「金品をたかる」、「インターネット上での悪口」などの行為は、受けた人にとっては耐えがたく、とても辛いことです。たとえ軽い気持ちや冗談であっても、いじめていることと同じなのです。

このようないじめを苦に、自ら命を絶つという事例があつとを絶ちません。また、その一歩手前まで追い詰められ、苦しんでいる人もいます。いじめは差別です。たとえ軽い気持ちでも決して許される行為ではないのです。

いじめの傍観者にならない、させないために

クラス全体がひとりをいじめの標的にしている場合、けんちゃんのように勇気を持って発言するとかえっていじめの標的にされることがあります。そのため、自分がいじめの標にならないように「傍観者」という形でいじめに加担してしまいます。いじめの傍観者にさせないためにも、子どもたちのちょっとした変化に気づいていくことが大切です。

何らかの形でいじめにあっている人は、周囲や家族にも相談できない現状があります。いじめの相談を受けるのを待つだけでなく、様子がおかしいと気づいたら、よく話を聞き、味方であるということをお伝えしましょう。それぞれが相手に思いやりの気持ちを持って接することでいじめは解決できます。決して1人では悩まずに家族、友達、先生に相談しましょう。



みぢか 身近にある差別  
さべつ どうわもんだい  
～同和問題～



今日学校の道徳の授業で人権について勉強したよ



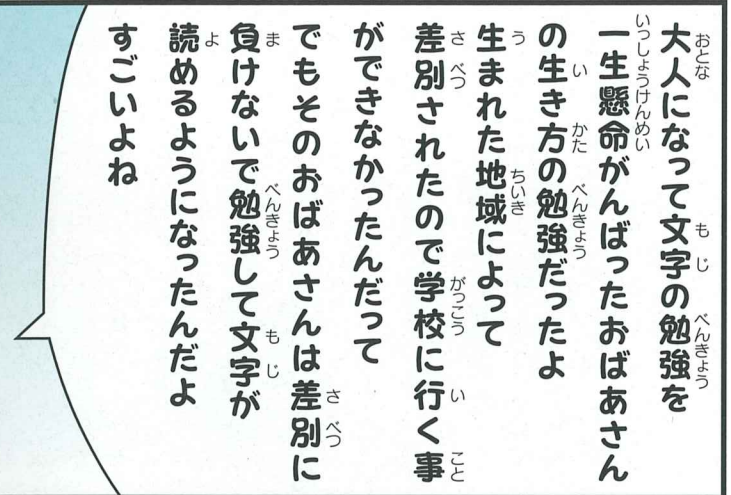
どんな勉強だったの？



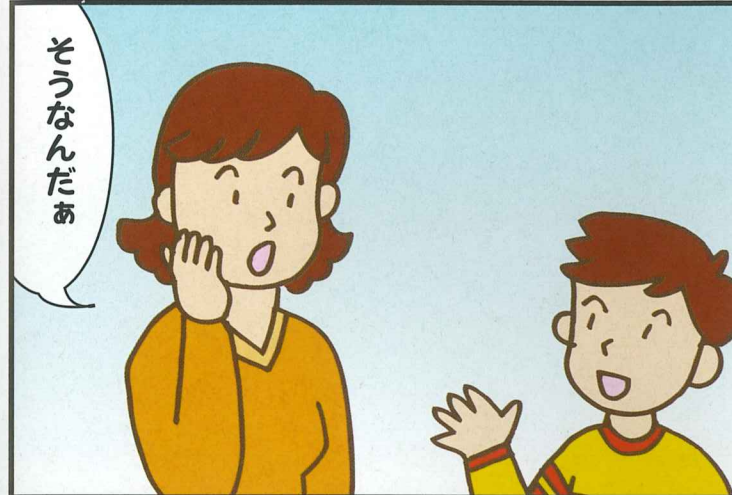
ふーん 正しく学ぶことが大切なね



そうなんだ 正しく理解しておくためにけんちゃんも私たちも『同和問題』について学ばなくてはいいけないんだ



大人になって文字の勉強を一生懸命がんばったおばあさんの生き方の勉強だったよ 生まれた地域によって差別されたので学校に行く事ができなかったんだって でもそのおばあさんは差別に負けないで勉強して文字が読めるようになったんだよ すいよね



そうなんだあ



そうね そうすれば同和問題が間違つて伝えられていたらその間違いに自分で気付く正すことができるものね



けんちゃんに同和問題について正しく知ってもらつたために今度みんなでミリカローデンで開催される『人権フェスタ』に行つてみようよ

そうね 私ももう一度正しく学ばなくっちゃ

いま 今、わたしたちにできること

人権問題は差別が原因となつて起こる社会問題です。  
例えば、同和問題は部落差別が原因となつて起こる社会問題であるということが出来ます。同和地区に生まれたことやそこに住んでいることを理由に、差別や不利益を受け、人間らしく生きる権利がおびやかされるという重大な社会問題です。  
まずは自分自身が同和問題について学習し、正しく理解することが大切です。



同和問題の歴史的認識は見直されてきています。  
以前の歴史の授業では、被差別部落に住む人たちは、条件の悪い土地に住まわされたり、牛馬の死体処理や刑吏の仕事をしたり、また社会的身分も低かったと教えられていました。しかし近年の歴史研究により、被差別部落に住む人々は農業を営みながら年貢を納めたり、皮革産業をおこなったり、竹細工や太鼓、芸能など、今の私たちの社会や文化を支えてきた人たちだったことがわかり、歴史の授業の見直しが行われました。  
私たちも、色々な機会を通して理解を改めなければなりません。



夜 今日けんちゃんは学校で人権について勉強したんですって けんちゃんの習ったことは同和問題のことじゃないかしら まだ学校で教えてるんだあつて びっくりしちゃった もう解決したものだと思つてたわ

実際気付きにくいものだからね そう思っている人は多いみたいだよ

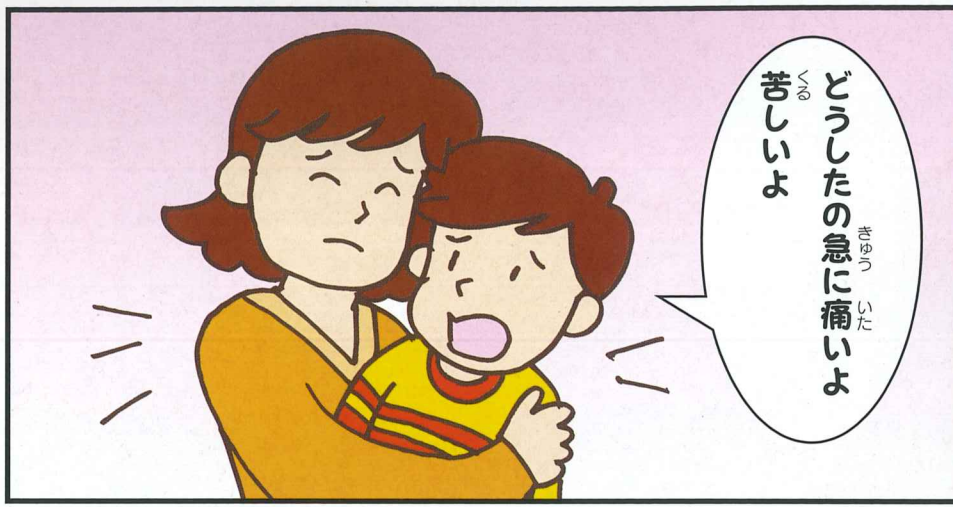
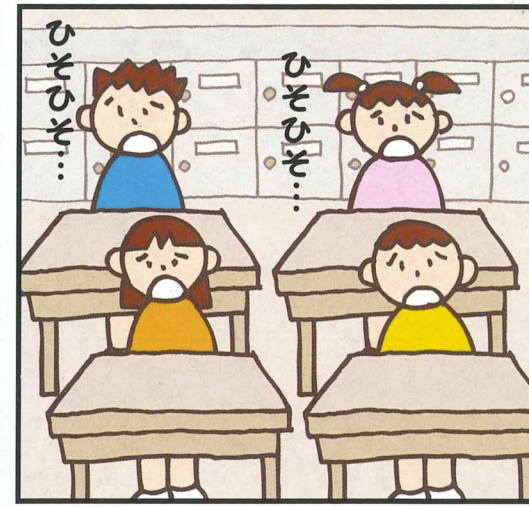


でも同和問題を知らずに育つた子に同和問題を教えてどうなるのかしら 教えなければ知らな いままで差別を知ることも差別をすることもないのよね



それは間違つているよ 現に約60%の人が中学生までに同和問題について知っているんだ それに同和教育をするから差別が起こっているのではなく差別があるから同和教育をしているんだよ

げんぱつ じ こ  
**原発事故による**  
 さ べつ  
**差別**



**いま 今、わたしたちにできること**

家族や故郷は誰にとっても大切なものです。家族と一緒に生活できることや故郷で地域の人々と一緒に生活することで、安心感や幸福感を得られるのではないのでしょうか。

被災地の人々は、そんな大切であたりまえな生活を、原子力発電所の事故のために奪われました。自分たちに原因は何もないのに故郷を離れ、家族とも離れて生活をしている人々がたくさんいます。被災地が一日も早く復興し、人々が元どおりの生活を送れるように支援を続けていかなければなりません。

しかし、被災地から転校してきた子どもが差別をされるという、とても悲しい状況が起こっています。放射能は人から人にはうつりません。例えば電球を見てまぶしいと感じた人がいるとします。でもその人を見てまぶしいと感じないのと同じように、放射能を浴びた人に近づいても、被ばくすることはありません。見えないものへの恐怖として放射能に対しておそれる気持ちも誰でもありますが、正しい情報に基づいて判断・行動し、あたたかい社会をみんなで作っていききたいものです。

まず私たち一人ひとりが「自分にできること」を考えてみましょう。



# 人権カレンダー

**5月 恵子児童館子どもまつり**

人権を大切に子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体等で実行委員会を組織し、開催しています。

**とき** 毎年5月第4土曜日  
**ところ** 恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園

あそびのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいよ遊びに来てね



**7月 同和問題啓発強調月間**


福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、部落差別をなくす運動を展開しています。

**同和問題講演会**

同和問題啓発強調月間の一環として、全町民を対象に開催しています。

**とき** 毎年7月の日曜日  
**ところ** ミリカローデン那珂川

駅・スーパーなどでの街頭啓発や、研修会、同和問題講演会、啓発冊子の発行などがされています




**7月~ 各区公民館人権問題研修会**

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

**12月 人権週間**

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12月4日~12月10日を入権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

駅やスーパーでの街頭啓発や、啓発冊子の発行などがされています



**人権フェスタなかがわ**

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織し開催しています。

**とき** 毎年12月の入権週間中の日曜日 (今年は12月9日)  
**ところ** ミリカローデン那珂川

人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、クイズラリーなど盛りだくさんなので遊びに来てね

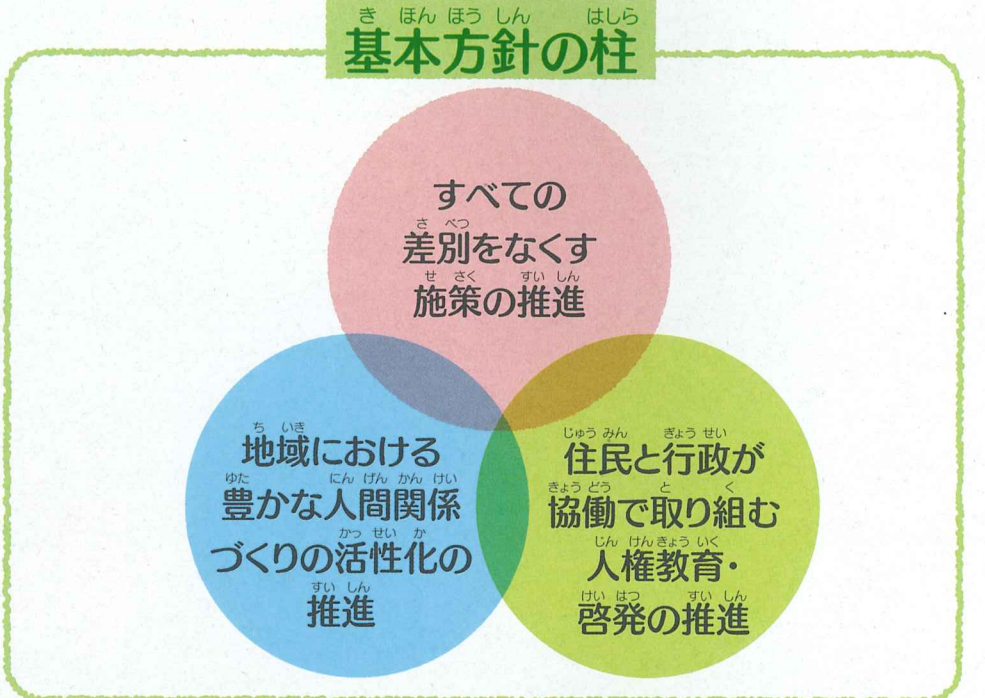


## 人権を尊重し、学び、輝くまちづくり

人権意識を高揚する	人権意識を育む	男女共同参画を推進する
子どもの個性や長所・学力を伸ばす	すべての住民に開かれた活動の場をつくる	人や郷土を大切にすする心を涵養する

## 那珂川町人権教育・啓発基本方針

町では、真に差別のない、人権を大切に、心豊かなまちづくりの実現に向けて、様々な人権問題を解決していくために「那珂川町人権教育・啓発基本方針」を2009(平成21)年3月に策定しました。



## 解決を目指す様々な人権問題

同和問題	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題
障がい者に関する問題	外国人に関する問題	HIV感染者などに関する問題	様々な人権問題

那珂川町では、人権問題の解決に向けて人権フェスタをはじめとした各種イベントや講演会・研修会に取り組んでいます。今後も町民の皆さまをはじめ、地域、各種団体、事業者との協働のもと「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」をめざして取り組みを進めます。

# 那珂川町の取り組み



那珂川町男女共同  
参画推進センター

あいなか

さんか▲でみんなのわをつなごう！

那珂川町では、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を活かし、社会や家庭においてともに責任を担い、男女がともに、自分らしく、輝いて生きる男女共同参画のまちづくりを目指します。

男女共同参画推進センターあいなか

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等を推進するための拠点です。  
住民の皆さまの男女共同参画に関する学習・情報収集の場として、また、男女共同参画を推進する団体の自主的な活動、団体交流の場として利用できます。



**あいなか(愛称)とは**  
性別により、「男が先、女が後」や「男が上、女が下」や「家長」という男が上座、家内や奥様が下座などという性別による壁や差別意識をなくしていくために、みんな平等に「あいなか(真ん中)」にすることが「人間」らしくていいのではないかと、このメッセージが込められています。  
愛・那珂、あー田舎、あーい中、あーい仲間というイメージも込められています。公募により決まりました。

①多目的室  
“登録団体は無料で利用できます。”

那珂川町における男女共同参画を推進する団体として登録した団体の活動・交流の場として無料でご利用いただけます。



②情報コーナー

男女共同参画に関する図書やビデオなどの資料を設置しています。学習・情報収集・交流の場として、どなたでも無料で利用できます。



那珂川町男女共同参画推進センター あいなか

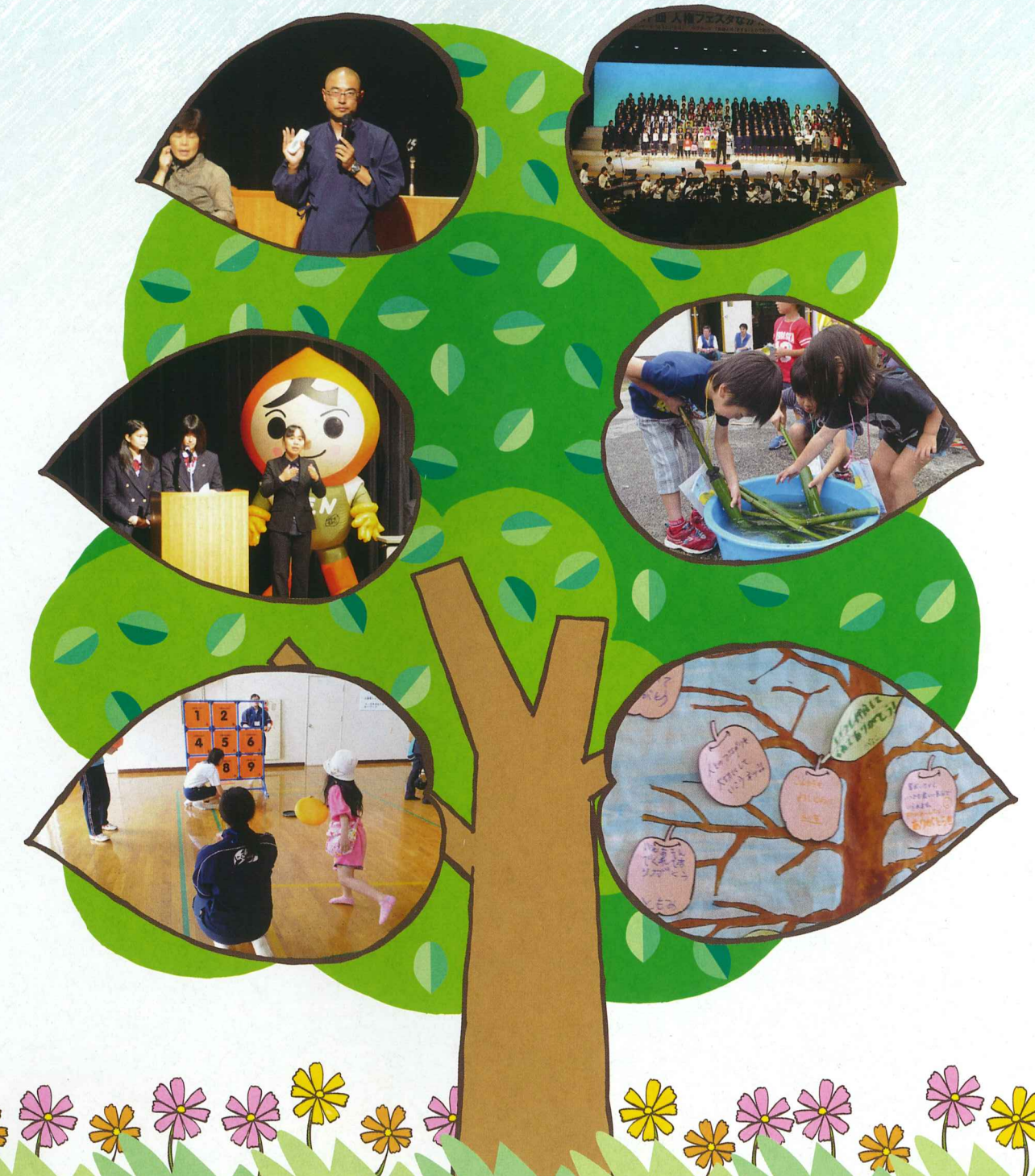
開館時間  
平日及び土曜日 9時から22時まで  
日曜日及び祝日 9時から17時まで  
休館日  
12月29日から1月3日まで  
TEL:092-953-2211(那珂川町役場 人権政策課 男女共同参画担当)  
FAX:092-953-0688



人権の木

町内の小学生全員が、木の葉などの形にした紙に自分の思いを書いて、それを貼りあわせ、完成したものが「人権の木」です。  
那珂川町に人権を大切にする心がしっかりと根を張り、大きな木となり、そしてたくさんの葉が繁り、実が実るようにという子どもたちの願いが込められています。

人権の木は、毎年恵子児童館子どもまつりのときに町民体育館のアリーナに展示しています。





# 人権問題に関する相談窓口

## 子どもに関すること

- 子どもの人権110番.....0120-007-110
- 那珂川町子育て支援課.....092-953-2211
- 那珂川町保健センター.....092-953-2211
- 那珂川町教育委員会学校教育課.....092-953-2211
- 福岡児童相談所.....092-586-0023

## 女性に関すること

- ちくし女性ホットライン.....092-513-7335
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室.....092-584-1266
- 那珂川町人権政策課.....092-953-2211

## 高齢者・障がい者に関すること

- 福岡県障害者110番.....092-584-6110
- 福岡県社会福祉協議会高齢者総合相談事業.....092-584-3344
- 那珂川町高齢者支援課(高齢者福祉サービス・介護保険).....092-953-2211
- 那珂川町地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口).....092-953-2211
- 那珂川町福祉課.....092-953-2211

## 同和問題に関すること

- 那珂川町人権政策課.....092-953-2211
- 那珂川町教育委員会社会教育課.....092-952-2092

## 人権問題・人権全般に関すること

- 福岡法務局筑紫支局.....092-922-2881
- 那珂川町人権政策課.....092-953-2211

## あしたへ生きる 第33集

発行：那珂川町

編集：那珂川町同和問題等啓発資料編集委員会

印刷：株式会社ディスジャパン